

協議第 38 号

手数料等の取扱いについて

次の調整結果について協議を求める。

平成 24 年 1 月 30 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	<ol style="list-style-type: none">1 消防法令等に基づく事務に係る手数料については、小田原市の歳入とし、消防業務に係る経費に充当する。2 高速道路救急業務支弁金については、小田原市の歳入とし、消防業務に係る経費に充当する。
---------	---

(調整理由)

1 手数料について

- ・危険物製造所等設置（変更）許可申請等に係る事務は、小田原市消防本部が執行することから、その手数料は小田原市の歳入とし、消防業務に係る経費に充当することが適当である。

2 高速道路救急業務支弁金について

- ・高速自動車国道での救急業務については、小田原市消防本部が行うことから高速道路救急業務支弁金は小田原市の歳入とし、消防業務に係る経費に充当することが適当である。

(協議第 38 号 手数料等の取扱いについて) 関係資料

手数料等 (平成22年度実績)

(単位:円)

項 目	項目詳細	金 額	
		小田原市	足柄消防組合
手数料	危険物製造所等設置許可申請手数料	488,000	307,000
	危険物製造所等完成検査(設置)申請手数料	94,500	153,500
	危険物製造所等変更許可申請手数料	1,394,000	1,504,000
	危険物製造所等完成検査(変更)申請手数料	631,750	781,000
	危険物製造所等完成検査前申請手数料		89,000
	仮使用承認申請手数料	135,000	221,400
火災予防条例に基づく指定数量未満の危険物等を貯蔵するタンクの製造又は設置に係る検査手数料	水圧・水張、仮貯蔵・取扱承認等申請手数料	87,000	
諸収入	高速道路救急業務支弁金		6,892,000
合 計		2,830,250	9,947,900